

根室市選挙管理委員会告示第 22 号

令和7年9月7日執行の第18回根室市議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期間は、根室市選挙ポスター掲示場設置規程第3条の規定により、下記のとおりである。

令和7年7月22日

根室市選挙管理委員会

委員長 金 澤 英 俊



記

1. 掲示できる期間      令和7年8月31日から令和7年9月7日まで